

高齢運転者等専用駐車区間制度について

平成22年4月19日に始まった高齢運転者等専用駐車区間制度は、高齢運転者等がよく利用する施設の周辺に高齢運転者等の専用駐車区間を設け、安全で快適な駐車環境を提供しようとする制度です。

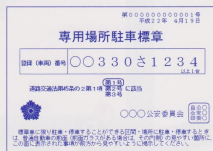
どんな人が対象となるの？

「70歳以上の運転者」「聴覚障害又は肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている運転者」「妊娠中又は出産後8週間以内の運転者」が高齢運転者等として制度の対象になります。

制度を利用される方は、「専用場所駐車標章」の交付を受ける必要があります。

その標章は、どこでもらえるの？

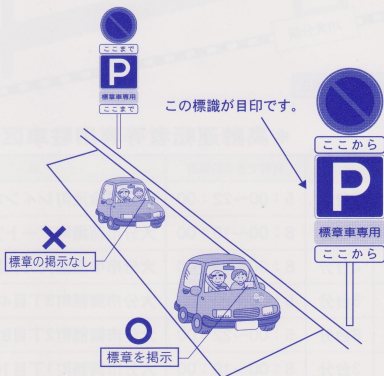
住所を管轄する警察署に申請してください。その際、申請者の自動車運転免許証と交付を受けようとする車（普通自動車に限る）の自動車検査証のほか妊娠中等の人については妊娠や出産予定日を証明できる書類（母子健康手帳等）が必要です。



駐車の方法は？

次のことを守って駐車してください。

- ① 高齢運転者等本人が駐車していること
- ② 届出の普通自動車であること
- ③ 専用場所駐車標章を掲示していること



【問い合わせ】

大分県警察本部交通規制課
大分中央警察署交通第一課

電話 097-536-2131
電話 097-533-2131